

「現場技術業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成23年3月14日農村第2124号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
現場技術業務共通仕様書【農業農村整備編】 令和7年10月 沖縄県農林水産部 目 次 第1編 共通編 第1章 総則 第1－1条 ～ 第1－11条 [略] 第1－12条 業務に必要な資料の取扱い……………7 第1－13条 ～ 第1－14条 [略] 第1－15条 関係法令及び条例の遵守……………8 第1－16条 検査……………8 第1－17条 ～ 第1－23条 [略] 第1－24条 受注者の賠償責任……………10 第1－25条 ～ 第1－35条 [略] 第2編 監督支援型編 第1章 ～ 第2章 [略] 第3章 監督に関する業務 第2－6条 ～ 第1－12条 [略] 第2－13条 工事現場発生品の確認……………19 第2－14条 ～ 第1－15条 [略] 第4章 ～ 第5章 [略] 第3編 事業促進型編 第1章 一般的事項 第3－1条 ～ 第3－4条 [略] 第3－5条 事業促進実施計画書……………24 第3－6条 ～ 第3－7条 [略] 第2章 調査・測量・設計業務等の調整等 第3－8条 [略] 第3－9条 工程の把握及び調整……………24 第3－10条 ～ 第3－14条 [略] 第3章 ～ 第4章 [略] 参考 現場技術業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]	現場技術業務共通仕様書【農業農村整備編】 令和6年10月 沖縄県農林水産部 目 次 第1編 共通編 第1章 総則 第1－1条 ～ 第1－11条 [略] 第1－12条 業務に必要な資料の取扱い……………6 第1－13条 ～ 第1－14条 [略] 第1－15条 関係法令及び条例の遵守……………7 第1－16条 検査……………7 第1－17条 ～ 第1－23条 [略] 第1－24条 受注者の賠償責任……………9 第1－25条 ～ 第1－35条 [略] 第2編 監督支援型編 第2章 ～ 第2章 [略] 第3章 監督に関する業務 第2－6条 ～ 第1－12条 [略] 第2－13条 工事現場発生品の確認……………18 第2－14条 ～ 第1－15条 [略] 第4章 ～ 第5章 [略] 第3編 事業促進型編 第1章 一般的事項 第3－1条 ～ 第3－4条 [略] 第3－5条 事業促進実施計画書……………23 第3－6条 ～ 第3－7条 [略] 第2章 調査・測量・設計業務等の調整等 第3－8条 [略] 第3－9条 工程の把握及び調整……………23 第3－10条 ～ 第3－14条 [略] 第3章 ～ 第4章 [略] 参考 現場技術業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]

改 正 後	現 行
第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1－1 条 ～ 第 1－8 条 [略] 第 1－9 条 打合せ等 1 ～ 3 [略] 4 <u>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u> 第 1－10 条 ～ 第 1－15 条 [略] 第 1－16 条 検査 1 ～ 2 [略] 3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 成果物の検査 (2) 管理状況の検査 第 1－17 条 ～ 第 1－21 条 [略] 第 1－22 条 一時中止 1 発注者は、契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による業務の中断については、第 1－<u>29</u> 条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。 (1) ～ (6) [略] 2 ～ 3 [略] 第 1－23 条 ～ 第 1－29 条 [略] 第 1－30 条 履行報告 受注者は、<u>履行状況の点検、報告等のため、別に定める様式により現場技術業務実施報告書等を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u>	第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1－1 条 ～ 第 1－8 条 [略] 第 1－9 条 打合せ等 1 ～ 3 [略] <u>[新設]</u> 第 1－10 条 ～ 第 1－15 条 [略] 第 1－16 条 検査 1 ～ 2 [略] 3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) <u>促進業務</u>の成果物の検査 (2) <u>促進業務</u>管理状況の検査 第 1－17 条 ～ 第 1－21 条 [略] 第 1－22 条 一時中止 1 発注者は、契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による業務の中断については、第 1－<u>23</u> 条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。 (1) ～ (6) [略] 2 ～ 3 [略] 第 1－23 条 ～ 第 1－29 条 [略] 第 1－30 条 履行報告 受注者は、<u>契約書第 13 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、職員に提出しなければならない。</u>

改 正 後	現 行
第 1－31 条 個人情報の取扱い 1 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2～11 [略] 第 1－32 条 ～ 第 1－34 条 [略] 第 1－35 条 業務管理 受注者は、調査職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号）の別紙（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-7.pdf」）に基づくものとする。 第 2 編 監督支援型編 [略] 第 3 編 事業促進型編 第 3－1 条 ～ 第 3－6 条 [略] 第 3－7 条 促進業務の成果 第 1－9 条でいう成果物とは、第 3－6 条で作成した以下に示す書類をいう。 （1）業務実施報告書 （2）引継事項記載書 [削る]	第 1－31 条 個人情報の取扱い 1 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2～11 [略] 第 1－32 条 ～ 第 1－34 条 [略] 第 1－35 条 業務管理 受注者は、調査職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号）の別紙（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」）に基づくものとする。 第 2 編 監督支援型編 [略] 第 3 編 事業促進型編 第 3－1 条 ～ 第 3－6 条 [略] 第 3－7 条 促進業務の成果 <u>1</u> 第 1－9 条でいう成果物とは、第 3－6 条で作成した以下に示す書類をいう。 （1）業務実施報告書 （2）引継事項記載書 2 受注者は、「設計業務等の電子納品要領（案）」、「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】」を参考として、作成した電子データを、電子媒体で提出するものとする。また当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」（http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html）によるチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイ

改 正 後	現 行
参考 現場技術業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]	ルス対策を実施するものとする。 参考 現場技術業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]